慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 権力の因果性に関する一考察 |
| Sub Title | A Study on the Causality of Power |
| Author | 霜野, 壽亮(Shimono, Toshiaki) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1991 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.5 (1991. 5) ,p.1- 18 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910528-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 権力の因果性に関する一考察

霜野壽亮

一、はじめに
二、因果性の指摘
三、因果性に関する疑問
四、因果性に対する批判
五、概念構築の視点
六、むすびにかえて

## 一、はじめに

権力ないし勢力の概念は、社会や政治の諸現象を説明する中核的概念として位置づけられることが多いゆえに、権力概念の提示とそれをめぐる考察は数多く、その論点も多岐に亘っている。(1) そして研究関心の相違により、それら概念の内容の微妙に異なる点が権力概念の使用状況を複雑にしている。かかる事態に対処する一方法として、筆者は権力概念の理論的規定の必要性を指摘すると共に自らの研究関心に寄せ、社会のうちに秩序がもたらされる仕組の理論

的説明のなかに、その主要変数として権力概念を明確に組込むための予備的考察を先に試みた〔ト〕。この秩序理論を構想してゆくなかで権力概念につき浮上してくる主要な問題は、権力行使者および被行使者の意図をどこまで特定的ないし因果的に捉えるべきかという論点と、権力と強制力をどこまで類似したものと捉えるべきかという論点にほかならない。このうち因果性に関する論点に絞って小考するのが本稿であるが、権力の因果性を主張する見解、厳格な因果性には疑問を呈する見解、厳格な因果性はむしろ排除されるべきであるという見解を概略紹介する作業と、これら見解の持つ視点や方法に簡単な整理を与える作業に、その内容は限られている。(2)

## 二、因果性の指摘

権力関係の因果的性格は、H・A・サイモン(H. A. Simon)とJ・G・マーチ(J. G. March)により明確にされた。サイモンは、次のように記している。「影響、権力および権威はすべて〈非対称〉な関係として示される。AはBに対する権力を持つ、とのべるとき、BがAに対する権力を持つことを意味するわけではない。……すなわち〝AはBに対する権力を持つ〟という主張に対して、〝Aの行動はBの行動の原因である〟という主張を代わりに用いることができる。因果関係を定義することができれば、影響、権力あるいは権威を定義することができ、また、その逆も可能である」〔ア＝一〇―一一頁〕。マーチも次のように主張する。「勢力の概念により通常考えられている内容と、因果性の概念のもとで考えられている事柄との間には、枢要な類似性がある。……すなわち、AがBを生起させるという命題は、BがAを生起させるという可能性を排除する。同様に、AがBに勢力を行使するという命題は、BがAに勢力を行使するという可能性を排除する。……勢力関係は因果関係の下位形態と考えることが可能である」〔イ＝一六九―一七〇頁〕。

権力関係の非対称性すなわち因果性に注目する理由は何であろうか。サイモンによれば、因果関係などどこにもなく、ただあるのは関数的関係、しかも完全に対称的な関数関係だけであるという教義に力づくで改宗させられてきたのが今日の我々である。それゆえ、ヒュームやニュートン以前の因果律を想起させる非対称的関係には用心深いはずの我々が、それでも権力関係には非対称的な何かがあるという考えにこだわるのは、そうすることにより、権力現象の記述の多くにみられる曖昧さが大きく拭い去られるからである、という〔ア＝九一―九二、九五頁〕。この理由づけの核心は、除去すべき〝曖昧さ〟が、権力関係の経験的観察という視点から取りあげられている点にある。すなわち、権力関係を観察するとき、さらには権力行使の大きさを測定しようとするときには、逆方向の作用を無視した独立変数として権力を捉えうるのか、あるいは逆方向の権力行使を加味した純権力として捉えるのか、両者の区別を明確にすることが重要なのだとサイモンは強調する。そして、経験的観察ないし測定とのからみで、権力関係の非対称的性格に注目するのは、マーチの場合にも全く同様である〔ア＝九五頁、イ＝一六七―一六九頁〕。

ところで、権力の測定と密接な係わりを持つことで抉り出された権力関係とその認識産物としての権力概念の因果的性格に、理論的な影を落としているのが社会関係に見いだされる予期反応の現象である。いま、AとBの二人を考え、AはBの提出せる政策Xに自分が賛成すれば必ずBが自分に投票することを知り得、Bは自分がAに投票すればAが政策Xに必ず賛成することを知り得るような状況を想定すると、〈Bの政策Xに対するAの賛成〉と〈Aに対するBの投票〉とは融合していて分離不能であり、それゆえ非対称的権力概念をかかる状況へ適用することはできないとサイモンは主張する。ただマーチは、かかる状況においてAとBがそれぞれの判断に基づいて行動したとしても、その行動はあくまでも各自の内部で構成された期待に従っているのであり、ABどちらも権力を行使してはいないと考えている〔ア＝九四―九五頁、イ＝一七四―一七五頁〕。

因果的権力概念では捕捉しきれないとされるこの予期反応状況に対し、J・H・ナーゲル(J. H. Nagel)は、異なる

問題関心から接近を試みている。彼は、勢力の非対称性と因果的性格とを前提として勢力概念の定式化に成功し、数多くの研究の基礎ともなったR・A・ダール（R.A. Dahl）の考察を取りあげる。ただしナーゲルがここで企図するのは、勢力関係を一方的関係に限定することで予期反応状況の理解を不能にしたと彼が評価するダールの権力概念に、予期反応の要素を組み込むことである。確かに、AのBに対する働きかけの有無によりBの行動が変化する可能性の程度からBに対するAの権力量を引きだそうとするダールが、「Aが働きかけなければ行なわない仕方で、AがBに行為させうる関係」〔オ＝一七頁〕と定義する権力概念において、非対称的な権力関係を測定の対象にしていることはナーゲルの指摘のとおりである〔ウ＝一三〇頁、エ＝八一―八三頁、オ＝一七―一八頁〕。この権力概念に予期反応の要素を組み込むと、「Bが決定を下さねばならないとき、Bの位置する場のなかにAが存在し、かつ、Aに由来する特定の欲求・意図・可能性が存在するゆえに、それらが存在しなければ行なわないような事柄を、Bが実際に遂行する割合に応じ、AはBに対する権力を所有している」〔ウ＝一三〇頁〕という権力概念を得ることができるとナーゲルは主張する。この定義の特色は、Bの理解したAの意図をもBの行動を左右する要因のなかに含めることで、予期反応現象を概念的に克服しようとした点にあり、概念だけを単独に検討するのであれば、その試みは成功していると言えよう。しかしながら、権力関係の測定に関していえば、一義的には観察不能な不確定要素をこの概念は逆に導入してしまったと言えよう。それゆえに、ナーゲルも、権力過程が基本的には対称的・相互的ではあるとしても、行使された形としての権力は因果論的であることを認めざるを得なかったのである〔ウ＝一三一、一三六頁〕。

A・S・マクファーランド（A.S. McFarland）は、権力概念の因果性を特定する見方を提出している。彼は権力概念の上位概念とされる勢力（influence）の概念を用いて検討を進めてゆく。それによると、勢力の語は様々に使用されているが、勢力関係は因果関係のひとつの形態であるという合意が経験的政治理論家の間には存在するという〔カ＝三頁〕。ただ、勢力の伴なう因果関係は原因も結果も人間であり、自然現象とは係わりを持たぬがゆえに、社会的因果関係と

呼ばれなければならず、また、勢力が人々の間の関係であるがゆえに、勢力を単一行為者の属性や資源そのものと同一視することはできないと主張するのである〔カ＝三―四頁〕。彼はこのような視点から、「Cの行動がRの行動に変化を惹き起こした場合には、そしてその場合に限り、Cの行動はRの行動に勢力を及ぼしている」〔カ＝六頁〕と、その因果的性格を強調して勢力概念を定義する。そしてこの定義は、マーチやサイモンやダールの勢力規定と基本的には一致すると考えられている〔カ＝七―八頁〕。すなわち、マクファーランドの見るところでは、ダールが勢力関係に見た特性は因果関係の特性と同一なのである。具体的には、(1)〈原因→結果〉と同じく〈Cの行動→Rの行動〉との間にはタイム・ラグがある、(2)〈原因と結果〉と同様に〈CとR〉の間には何らかの関連がある、(3)確率増分によって勢力量が規定されるが、因果論においても確率的考えは用いられている〔カ＝九―一〇頁〕。また、心理（学）的力・誘引ないし効用・最小勝連合などにより規定される勢力の諸概念も因果論的立場に帰着するとされている〔カ＝一一頁〕。

しかしながら、「権力概念がすべての社会的因果関係を含むように定義されるのなら、権力概念は経験的政治理論の構築にとっては限定された有用性しか持たない」〔カ＝一二頁〕とマクファーランドは考えを進めてゆく。なぜなら、権力が全社会的因果関係であるとするならば、権力は全社会科学に関連しなければならないからである。それゆえ、権力についてはもう少し厳密に定義しなければならない。すなわち、勢力は〝社会的因果関係〟という〝根底的概念〟を意味するのに対し、権力は意図された（結果の達成を惹起する）勢力であるとし、この意味での勢力を、裁定の使用を伴なわぬ説示的権力(suggestive power)と、裁定の使用を伴なう強制的権力(coercive power)とに分類している〔カ＝一二―一四頁〕。彼がかかる概念整理をするのは、社会全体の権力構造を多元論的立場から現に解明するための枠組の構築という目論見のためである〔カ＝xii頁〕。マクファーランドの場合には、権力構造の実際的解明という研究目的に適合すべく権力概念を意図的行使に限定すると共に、権力の因果的性格についても、行動に現われた社会的因果性に特定することでこれを受けいれたのである〔カ＝一三頁〕。ここにおいても、権力概念に因果的性格を採用させているのは、

研究者の経験的観察に志向した視点なのである。

## 三、因果性に関する疑問

権力関係の厳格なる因果性に対する疑問を、権力現象を説明する理論の構築を第一目標に置くA・L・スティンチコーム(A. L. Stinchcombe)に見ることができる。彼は理論構築をめざす社会学者に必須の技術は構造的現象を概念化することであるとし、構造的現象の主要形態である権力につき検討を加えている。そして彼は、理論構築するとき社会学者にとり有力な武器となるのが、因果論的考察であると理解するのである〔ク＝一四九、一九八頁〕。かかる考えに基づき権力の概念は、「〝権力〟の一般的な定義としては〝物事をなさしめうる能力〟である」〔ク＝一五七頁〕と規定されるが、この概念規定に含意されている因果性の中身については注意しておく必要がある。やや漠然としたこの定義からもうかがえるように、スティンチコームの考える因果性とは、単一の原因と単一の結果との間に一対一の対応を予定する厳密な因果律ではなく、相関係数や確率論的扱いもそのなかに含む因果論であることが、大きな特色となっている〔ク＝一五四―一五五、一七九―一八〇、一八二―一八三、一八八頁〕。そうして、この広い意味での因果過程として捉えられる権力現象の諸形態をそれぞれにモデル化する際に有効なる概念として、正統性・情報もしくはコミュニケーション・政治的接近・制度化を挙げ、それら概念を駆使して理論枠組を構築するのが彼の狙いなのである〔ク＝一九八―二〇〇頁〕。つまり、スティンチコームの目的が権力概念それ自体の因果的性格に関して議論することや測定のための概念構築をすることにあるのではなく、経験的観察に基づく理論構築に使用可能な概念の彫琢を考えているがゆえに、権力の因果性についてもゆるやかな規定となっているのである。

またスティンチコームとは全く逆の観点からになるが、P・ジョージオ(P. Georgiou)も権力関係の因果的性格に異

論を唱えている。すなわち、権力概念の非対称性を強調し、〃意図の達成〃を要件として特定的に理解することは、意図されざる勢力の行使に溢れている現実政治の理解には限られた有効性しか持つことができないとし、これを避けるには、意図の達成に注目するよりも〃結果への貢献〃に着目すべきであると彼は言う。この議論で強調されているのは、一行為者により特定結果に対する寄与がなされた場合、その寄与がその行為者の意図に沿うにせよ意図に反するにせよ、その寄与は権力と規定されるべきであるという主張である〔ケ＝二五二―二五三、二六二頁〕。ここにおいては、権力概念の因果的性格を排する理由は実際に生起していると考えられる権力関係に対する適用困難性なのである。

権力概念の因果的性格そのものに対する精密な検討はF・チェイゼル(F. Chazel)に見ることができる。彼は権力関係をサイモンの言うごとく単純に因果関係と考えることはできないという。すなわち、サイモンは他者の行動に変化を及ぼした自我の行動のすべてを権力と捉えているが、それでは範囲が広すぎよう。権力には、自我の意図に他者の行動を沿わせること、ならびに、そのための裁定の使用が不可欠である。それゆえ、自我の意図や自我の使用する裁定に言及せずに、権力関係と因果関係との論理的平行性を指摘するのは、不十分にすぎるとチェイゼルは論じている〔キ＝五五―五六頁〕。ここまでの議論は、先にみた因果性を限定的に理解する立場と同一である。だがチェイゼルはさらに議論を進め、因果性概念の採用それ自体に疑問を呈してる。彼によれば、現実の社会関係においては、〃もしXならY〃とはならず、〃もしXなら大半の場合にY〃となるのであるという。従って、自我の行動と他者の行動との社会関係を因果的に捉えるのは困難である。権力関係に対して、自我の行動と他者の行動との間に決定的な関係を想定する因果性を適用するのは経験的に困難なのである。ということは、権力概念そのものに対しても、自我の行動による他者の行動過程の狭隘化にその内容を変えるべきであるという〔キ＝五七―六〇頁〕。この視点から彼が引きだす権力概念は、「社会単位Aが、社会単位B(もしくは諸社会単位BとC)に開かれている(あるいは許されている)行為過程の範囲を制限することにより、Aの戦略に関する承諾をBから獲得しうる可能性のなかに、権力は存在している。この権

力は、ただの脅しにすぎない否定的状況の制裁か、あるいは現実に行使される否定的状況の制裁を通して達成される」〔キ＝六五頁〕というものである。ここでは、社会現象の確率的選択的生起という側面を強く意識することで、社会現象たる権力関係の因果的性格が厳密に言えば権力概念から消去されてしまっているのである。

## 四、因果性に対する批判

従来の因果論的立場から権力概念を規定することにきっぱりと異を唱えるのが〔コ＝vii—viii頁〕、N・ルーマン（N. Luhmann）の権力論である。彼は、従来の因果論的権力概念に基づく権力研究がもたらしたのは、理論の統合化とは逆の理論の寸断化であったと考え、その理由を個別現象の理論化を急ぎすぎた点に求めている。従って彼が採用する戦略は、現象を個々に見てゆくのではなく、すでに我々によって解釈がなされ受容もされている諸制度を成立せしめている前提そのものを問うという方法である。もし権力が因果的過程であるとすれば、その因果性の非因果的基礎をも問うところの方法であるという。この視点からルーマンは、〃権力の存在条件としての社会〃を射程に含む社会理論のなかで、権力理論を完成させてゆくのである〔コ＝一—三頁〕。

ルーマンが権力論の基礎に置く社会理論はコミュニケーションに着目したものとなっている。なぜなら、〃社会体系はコミュニケーションを通じはじめて成立しうるのであり、社会体系は相互の期待と反応に規定された多層的選択過程を常に前提としている〃との基本仮定をルーマンが採用するからである〔コ＝五—七頁〕。ルーマンによれば、コミュニケーションが成立しうるのは、コミュニケーションの送受に係わる両当事者に選択可能性の存在している場合に限られている。言い換えれば、他我のひとつの選択が自我に提示されたとき、その選択が自我により拒絶される可能性の残されているのがコミュニケーションなのである。つまり、コミュニケーション・メディアとしての言語が保

証するのは他我の選択を自我に認識させることだけであり、提示された選択の受容―拒絶を言語に制御することはできない。ここから（ルーマンは選択を偶然に委ねておくこともできないとして〔コ＝八頁〕[3]）、どの社会も、言語一般とは別に、選択結果の伝達を相手に動機づける付加的装置として、シンボルにより一般化された特殊なコミュニケーション・メディアを持つようになるというのである〔コ＝八―一一頁〕。以上から、権力論の方向を決定する重要な前提が次のように引きだされている。

Ⅰ．コミュニケーションに係わる当事者は共に選択行為を行なう。この意味で、自我にも他我にも選択可能性が開かれた二重に不確定なる状況を、コミュニケーション・メディアは前提にしている。この点は特殊なコミュニケーション・メディアのひとつである権力の場合も同様である〔コ＝一一―一四頁〕。

Ⅱ．コミュニケーション・メディアの機能は、他我により縮減された複雑性を自我に伝達し（他我が権力保持者の場合）、それにより自我の選択可能性に制限をくわえることにある。従って権力の場合にも、権力の主たる関心は他我の選択（複雑性の縮減）を自我の選択の場に伝達することであり、特定結果の具体的実現に権力の主要関心があるわけではない。相手の選択範囲に制限をくわえることをもって権力と見なしてよいのである。それゆえ、これまでの権力理論を主導してきた因果論的観念は否定されえないにしても、抽象的形式に変更されなければならない。すなわち、権力の因果性とは服従者の意志の中立化にあるのであり、必ずしも服従者の意志の打破にあるのではない。服従者が事前にその行為をすることを欲していたか否かに係わりなく作用しうるところに、権力の機能は存するのである〔コ＝一二―一八頁〕。

Ⅲ．コミュニケーション・メディアが自立するには、不確定状況の増大が必要である。不確定性が増大し、否定の可能性も増大すると、選択結果の伝達は特別な前提のもとでしか成立しない。この特別な前提を構築し制度化するのがコードなのであり、シンボルによって一般化されたコミュニケーション・メディアに助けられることによって、特

別の前提は互いに信頼できる期待の基礎となりうるのである。権力というコミュニケーション・メディアとの関連でみれば、〃権力はコードにより操縦されるコミュニケーション〃と言いうるのである〔コ＝二〇―二四頁〕。

理論的前提の提示をこのように済ませると、ルーマンは権力の社会的意義の考察へと論を進めてゆく。そして、権力行使者と権力服従者の双方に、分化した選択状況が増大しているにもかかわらず、その状況を橋渡しする点に権力の秩序化機能という意義を見出すのである。だが、権力が秩序化の機能を果すためには、選択（肢）の否定（の可能性）による迂回が必須であり、[4] そしてこの迂回ができるためには、権力と、権力のコードは次のような要件を満たす必要があるという。すなわち、権力とは選択肢の選択された組み合せに作用するのであるから、様々な選択肢を選り分け結びつかせて得られる特定の組み合せが保証されなければ権力は成立しえないし、その際、行使者と服従者は共に、それぞれが実現化を回避したいと願っている回避選択肢には互いに気づいており、肯定的評価―否定的評価という（基本的には二項的観点で）図式化可能な選好順位を相手にもわかる形で有していなければならない。さらには、以上から仮説的に出現する回避選択肢の組み合せにおいて、行使者よりも服従者のほうがその回避に強い関心があるように、回避選択肢に対する当事者の関係は構造化されていなければならず、かかる関係は行使服従の双方にとり認識可能でなければならないと強調されている〔コ＝三二―三五頁〕。

前提と要件がこのように整理されると、権力コードは、行使服従の両当事者が避けようとする回避選択肢の組み合せと、その組み合せほどには否定的な評価をされていない他の選択肢との組み合せとを、条件つきで結びつける可能性を開くことができるのである。そしてこの条件的結合が動機づけとなって行使者から服従者への行為選択の伝達がなされるのである。それゆえ、可能性の段階にある様々な組み合せのなかから、かかる条件的結合が出現するや否やを決定しうる者に権力が与えられることになると説明されるのである〔コ＝三五頁〕。

## 五、概念構築の視点

権力関係およびその認識手段としての権力概念の因果的性格に関する各見解は、上述のごとく三つの類型に分けられうるが、[5] これら各見解の背後にある視点もしくは方法論を探ることにより、それら見解の実質的な主張にどれほど差異があるものなのかどうか、改めて問い直してみることにしたい。まず最初の、権力の因果性を指摘する見解が強調するのは、権力関係を精確に測定し克明に吟味しようとするなら、権力関係と因果関係との論理的類似性に関する理解を明確にすることなしに具体的な観察作業を先に進めることは無謀であるとの主張にほかならない。ここでは、現にある権力関係や権力構造を観察し記述するための用具という視点から、権力を因果的に捉えることの必要性が議論され、因果論的権力概念を実際に適用する場合の論理的条件が論じられているのである。このような条件の解明を進めてゆくなかから生れてくるのが、権力を因果的に捉えることに疑問を抱く次なる見解である。そこでは、現実に生起している個々の権力現象に理論的説明を施すときに使用する用具という視点から権力概念が問題にされている。すなわち、特定の原因だけが特定の結果だけを惹起するという意味で厳格に一対一の関係として解釈される因果論的権力概念を、実際の権力関係の説明に適用することの困難が論じられ、権力の因果性を限定し緩やかに捉えることの必要性が主張されているのである。この二種類の主張を眺めたとき、第一の見解では経験的観察が問題とされ第二の見解では理論的説明が問題とされるという相違が認められるものの、権力現象を観察し記述し説明してゆくという、実証的立場の採用という点では同一であり、そこに提示されている権力概念が所謂機能的ないし関係的視点から構築されていることも同様である。それゆえ両者は、共に伝統的な科学的説明の原理という方法論の枠内で、権力概念の適否につき議論しているのである。ところが、権力の因果性を直接に批判する最後の見解が申し立てるのは、厳格なる因果論的権力概念に対する排除要請である。ここでは、個々の権力関係を記述し説明するための権力概念という側

面は軽視され、むしろ社会に対する権力の意義を問う用具としての権力概念という視点が用意されてくる。そして、かかる視点を有する概念が意味を持ちうる理論の構築を支えているのが、伝統的な科学論ないし因果論をその下位類型に含む等価機能主義的説明という方法論なのである。

このように羅列してくると、これら三者の視点はかなり相違していると言えるが、それら権力概念も同様に相違するのであろうか。これを知るためには、前二者の背景については経験的立場の論者の多くがその権力概念に言及しているダールに代表して発言させ、後者の背景についてはルーマンに語らせることによって、それぞれの立場から概念に施された過剰修飾を剝ぎとり、各権力概念の中核を明確にすることが役に立つであろう。

権力の行使を受けた人がある事を行なおうとする意気込みを、そのように行なうべしとの働きかけが権力行使者からなされた場合となされぬ場合とで比較することにより、被行使者の意気込みに差をもたらすような両者の関係こそが権力関係であると規定しうるし、そこに現われる権力の大きさは確率値の増分により表示可能であるとダールは考えている〔エ＝八〇―八三頁〕。かくのごとく定義される権力概念からも容易に理解しうるように、ダールは権力関係と因果関係が論理形式のうえで基本的には同等であるとみなしているが〔セ＝四一〇頁〕、そのダールを導くのは、〝デモクラシーへの強い期待感〟に基づいた〝多元論の視点からなされる実証研究〟という立場にこそほかならない〔ソ＝七、一二頁〕。彼に理論的研究への関心が全くないとは言えず、現実社会と関連を有する権力モデルの到来を予測はしているが、その判断根拠としてダールの挙げているのは地域社会における経験的な権力構造研究の隆盛という事態なのである〔セ＝四一一頁〕。周知のごとくダールはこの権力構造研究に多元論の立場から参画し、彼の精密な権力概念は、地域社会の権力構造が一元的固定的では決してなく多元的流動的な分散構造であることを実証するために、権力の測定という作業を理論的に検討することから作り出されてきた概念なのである。彼が様々な〝支配選良モデル〟を批判するとき、支配選良の存在を具体的に検証する手段が用意されてくるのと同様に、権力構造の実像に迫らんとするとき

にも、権力行使の量的把握を可能とする権力概念がまず構築されてくるのである〔タ＝一九九―二〇九頁、チ＝一六三、一九〇―一九二、二〇〇頁〕。しかも、ダールにはアメリカン・デモクラシーに対する強い期待があることから、地域社会におけるその実在を実証するに最適な道具として彼の権力概念は構築されているのである。行使された権力を測定し、権力の大小を比較するということのために、基本的には因果関係と捉えられる彼の権力概念は、言うなれば、多元主義的視点から権力構造の分散性を経験的に描写するという方法が要請した概念であると言いうるのである〔ツ＝四五頁、テ＝七七頁〕。それゆえ当然のことながら、ダールの主たる関心は権力関係を具体的な行動の次元で確定する作業に置かれており、権力を一変数とする政治もしくは社会の理論を構築する点に置かれていたわけではないのである。

これとは逆にルーマンの考察においては、権力現象だけを説明しうる権力概念の構築に関心あるわけではなく、様々な社会現象を説明する諸概念とも接合しうる概念として概念構成する点が強調されている。これは、ルーマンが、社会システムに秩序を付与するメカニズムないしメディアのひとつとして権力を捉えるという視点を有していることによる。そのためには、権力は社会理論に基礎づけられていなければならず、このためにルーマンの用意したのが、シンボルによって一般化されたコミュニケーション・メディアという概念と、否定的裁定にのみ権力概念を基づかせるという制限なのである。そして、かかる工夫の根底にあるのは、〝選択的な限定化ということをあらゆる種類の秩序形成の前提とみなす〟という基本発想なのである〔コ＝i―viii頁〕。この発想に基づけば、システムとしての社会は、自我と他我に開かれた無限の可能性が互いに行為選択の起点を構成している二重に不確定な、現象学で言われるところの〝世界〟から、体験の複雑性を軽減し不確定性を回避するという縮減機能の充足とともに生起してくるのである。かかる機能の充足は、〝世界〟から意味を選択し、その意味を行為の予期として安定的に構造化することにより可能となるのである。そして権力は、複雑性を縮減すべく自我の選択した意味を他我の選択条件となるよう動機づける特

殊なコミュニケーション・メディアとしてここに位置づけられていたのである〔シ＝五五―五九頁〕。

ルーマン理論最大の特色は、社会システムの構造すなわち意味の構造を形成する機能を等価的に処理しようと試みるところにある。そして、この等価機能主義という方法を背後から支えているのが、機能主義の〝方法〟に関し因果論的立場からなされた批判に対する大胆な反論なのである。それによれば、社会学にとり機能主義的方法は不適切であると考える立場の根底にあるのは、機能主義的方法が伝統的な因果論的科学的説明の基準を満たしていないという判断にこそほかならない。しかしながら、機能主義的方法を伝統的因果論の枠内で理解することが本当に適切な捉え方であろうかとルーマンは問いかける。確かに、従来の機能主義が、原因と結果を一対一の対応関係で確定する厳格なる因果論的説明の要件を満たしていないことは周知の事柄である〔ス＝三―一三頁〕。それでは、機能主義はその方法論的基盤をどこに有するのか。ルーマンによれば、機能主義の基盤は、機能主義が扱う事態を比較可能にするということのなかにある。つまり、各事態における機能的等価物を探しだす図式としての機能的理解が成立することにより、因果的関係は逆に機能的関係の極限的事例として位置づけられることになるのである。そしてこのように理解するならば、機能主義は因果論的伝統の呪縛から逃れうると言うのである〔ス＝一二―二一頁〕。

ここまでルーマンの理論と方法を追跡すれば、彼の権力概念に特徴的な非因果論的性格の背景は明らかである。伝統的因果論を排し、機能的因果論をその方法とする等価機能主義的社会システム理論に定礎し、自我と他我双方に開かれた選択可能性のなかで、複雑性の縮減機能を担わされているコミュニケーション・メディアとしての権力を因果論的に概念規定することは不可能であり、論理必然的に非因果論的権力概念たらざるを得なかったと了解されるのである。

## 六、むすびにかえて

両者の権力概念はそれぞれ固有な視点や方法のなかで構築されており、それら視点と方法に基づく枠組図式を離れて概念が意味を持ちえないことは当然である。それゆえ、権力と権力概念の因果性非因果性をめぐる問題を、概念の準拠する視点方法から独立させて論ずることは不毛であると言えよう。しかるに、権力の因果性に関する従来の議論は、この点に対する配慮を問うまでもなく自明のこととして省略し、概念の依拠する枠組図式を明示してこなかったのである。従って、提出された権力概念を見る限り、権力の因果性につき異なる見解、全く正反対の主張が戦わされているように見えるが、枠組図式のなかで権力概念の担う説明上の役割ゆえに、因果的側面ないし非因果的側面が特に強調されているのである。枠組図式と関連づけた言及の強意強調を中和すれば、そこには、かなりの程度に類似した権力に関する認識を見い出すことが可能である。

すなわち、権力を因果的に把握する立場においても、非因果的に把握する立場においても、権力を被行使者の自発的行動と理解する仕方では同様なのである。つまり、権力行使者からの働きかけを被行使者が受けたあと、被行使者に自発的な選択の余地が残されているとする点では、因果的立場も非因果的立場も同一である。この点は、非因果論に立つルーマンが因果論を完全には排除しておらず〔コ＝一七頁〕、ルーマンにより権力の因果論に関する研究の代表格に挙げられた〔コ＝一七五頁〕ダール[6]が、被行使者に選択余地のない極めて特殊な権力の形態を強制力として、権力一般から区別していることからも明らかである〔オ＝三三頁〕。つまり、因果論の場合には被行使者の自発性を過小評価し、非因果論の場合には被行使者の自発性を過大評価しているにすぎないのである。今回取りあげてきた見解に限れば、権力関係を因果的とみるか非因果的とみるかは、(1)被行使者に残された選択の自発性を暗箱に閉じ込めることにより因果の確定を可能とし、そのうえで行使された権力量に関する測定値の比較可能性を優先させてゆくことにな

るのか、(2)自発性の暗箱への閉塞はあくまでも仮定にすぎないゆえに厳格なる因果の確定は不可能であると考え、因果的権力概念を経験的考察に適用するには様々な限定が必要であると慎重に構えてゆくことになるのか、(3)個人の選択可能性を根底に社会全体の理論を構築してゆくなかで権力概念に言及することから、権力関係においても被行使者に残された選択の自発性に着目してゆくことになるのか、というように、それぞれの視点と方法に依拠しているのである。

このように整理してみると、権力の因果性をめぐる議論は、権力概念が被行使者の選択可能性をどこまで組み込むのが妥当なのかという論点に収斂してくることがわかる。秩序理論とのかかわりで権力に関心ある筆者としては、被行使者の選択可能性を認める方向で権力概念を規定したいと考えてはいるものの、直ちに結論を引きだすことはできない。なぜなら、普通には被行使者に選択可能性のない権力形態とされる強制力と、権力との論理的関連を明確にしない限り、権力の因果性についても明確な判断をくだすことができないからである。この点、次稿で改めて検討することとしたい。

(1) 註記は次の方法でなされている。まず本註のように、筆者の断り書きや論文内容に関する場合には、本文中の該当個所を（ ）内の数字で示し、ここに註記した。また、本文ないし註記のなかで引用し、検討の対象に取りあげ、参考に用いた文献の書名や論文名のみを明示し、あるいはその頁数についても明記する場合には、直接に参照した文献一覧（本稿最後に掲げてある）の頭部につけたカタカナと数字を〔 〕に包んで表示し、本文中の該当個所におくことで註記とした。

(2) 本稿の作成に際しては、慶應義塾大学大学院社会学研究科における演習の授業に参加した菅野博史、木田邦治の両君から貴重なコメントを受けた。記して謝意を表する次第である。

(3) かかる言い方の背景には、社会秩序の生成を体系論的に説明せんとするルーマンの膨大な考察があることは言うまでもないが、ここでは割愛した〔コ＝三―四頁〕。

(4) 否定可能性の概念はルーマン理論の、それゆえ因果論批判の根幹に位置する重要な概念であるが、本稿で取りあげた文献〔コ〕では詳しい議論が省かれている。

(5) 筆者の管見ゆえ、ここまで検討してきた文献で、権力の因果性をめぐる問題が十分に論じつくせたわけではない。特に、科学的説明と機能主義的方法の双方に依拠する筆者にとり、従来の因果論を内在的に検討することから権力の因果性に疑問を呈する作業と、これまでの機能主義的方法のなかで権力の因果性にどう対処しうるかにつき検討する作業が、いずれ解明を迫る課題として残されたことは言うまでもない。

(6) 同じく名前の挙げられている二人のうち、スティンチコームは勢力関係に自発性を含ませていると思われるが〔ク＝一五五頁〕、W・A・ガムソン(W. A. Gamson)は強制性を強調しているようにみえる〔ナ＝八一頁〕。ただ、ガムソンもその全体論旨からみるなら、権力概念の基本的性格についてはダールを踏襲していると考えられよう〔ナ＝五九—六〇頁〕。

**参考文献：**

〔ア〕 H・A・サイモン著、宮沢光一監訳、『人間行動のモデル』、同文館、一九七〇年。

〔イ〕 James G. March, "An Introduction to the Theory and Measurement of Influence", in Roderick Bell, David V. Edwards, R. Harrison Wagner (eds.). *Political Power: A Reader in Theory and Research*. New York: The Free Press, 1969.

〔ウ〕 Jack H. Nagel. "Some Questions about The Concept of Power". *Behavioral Science*, Vol. 13, 1968.

〔エ〕 Robert A. Dahl. "The Concept of Power", in Roderick Bell, David V. Edwards, R. Harrison Wagner (eds.), *Political Power: A Reader in Theory and Research*, New York: The Free Press, 1969.

〔オ〕 Robert A. Dahl, *Modern Political Analysis*, Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall, 1970.

〔カ〕 Andrew S. McFarland, *Power and Leadership in Pluralist Systems*, Stanford, California: Stanford University Press, 1969.

〔キ〕 Francois Chazel. "Power, Cause and Force", in Braian Barry (ed.), *Power and Political Theory*, London; New York; Sydney; Toronto: John Wiley, 1976.

〔ク〕 Arthur L. Stinchcombe, *Constructing Social Theories*, New York; Chicago; San Francisco; Atlanta: Harcourt, Brace and World Inc., 1968.

〔ケ〕 Petro Georgiou. "The Concept of Power: A Critique and an Alternative", *Australian Journal of Politics and History*, Vol. 23, No. 2, 1977.

〔コ〕 N・ルーマン著、長岡克行訳、『権力』、勁草書房、一九八六年。

〔サ〕 J・ハーバーマス、N・ルーマン著、佐藤嘉一・山口節郎・藤澤賢一郎訳、『批判理論と社会システムの理論――ハーバーマス＝ルーマン論争――』、木鐸社、一九八七年。
〔シ〕 土方昭、「N・ルーマンの『社会理論』――その『基礎構造』と『方法』への一考察――」、思想、六八〇号、一九八一年。
〔ス〕 N・ルーマン著、土方昭訳、「機能と因果性」、N・ルーマン著、土方昭監訳、『社会システムのメタ理論』、新泉社、一九八四年。
〔セ〕 Robert A. Dahl, "Power", in David L. Sills (ed.), *International Encyclopedia of the Social Sciences*, Vol. 12, New York: The Macmillan Company & The Free Press, 1968.
〔ソ〕 斎藤吉雄、「権力分析の実証理論――C・P・S研究の再構築に向けて――」、鈴木幸壽編、『権力と社会』、誠信書房、一九八三年。
〔タ〕 R・A・ダール著、佐々木交賢訳、「支配選良モデル批判」、鈴木幸寿訳編、『政治権力――政治社会学論集――』、誠信書房、一九六一年。
〔チ〕 M・A・ワインスタイン著、吉村正監訳、『行動科学派の政治理論』、東海大学出版会、一九七三年。
〔ツ〕 古城利明、「多元主義的権力理論と地方政治」、社会学評論、第一七巻、第三号、一九六七年。
〔テ〕 加藤健一郎、「R・A・ダール――現代民主主義論の展開」、白鳥令編、『現代政治学の理論』(上)、早稲田大学出版部、一九八二年。
〔ト〕 拙稿、「権力概念の理論的規定をめざして――〈主意主義〉的視点からの予備的考察――」、法学研究（慶應義塾大学法学部）、第六一巻、第一号、一九八八年。
〔ナ〕 William A. Gamson, *Power and Discontent*, Homewood, Illinois: The Dorsey Press, 1968.
〔ニ〕 Niklas Luhmann, *Trust and Power*, Chichester; New York; Brisbane; Toronto: John Wiley and Sons, 1979.
〔ヌ〕 A・ギデンズ著、宮島喬ほか訳、『社会理論の現代像』、みすず書房、一九八六年。
〔ネ〕 B・Γ・カレンスキーほか著、稲子恒夫監訳、『現代のアメリカ政治学』、青木書店、一九七六年。
〔ノ〕 岡村久雄編著、『政治社会学の視点』、地球社、一九七六年。
〔ハ〕 田口富久治著、『現代政治学の諸潮流』、未来社、一九七四年。
〔ヒ〕 飯坂良明ほか著、『モダン・ポリティクス』、学陽書房、一九七八年。